

平成10年12月13日  
預金保険機構  
理事長 松田 昇

## 理 事 長 談 話

本日付（12月13日）で、内閣総理大臣から「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき、日本債券信用銀行に対する特別公的管理の開始決定がなされると同時に、当機構が当該特別公的管理銀行の株式を取得する旨の決定がなされた。

当機構としては、関係当局及び日本銀行と連携をとりつつ、日本長期信用銀行と同様、特別公的管理銀行である日本債券信用銀行への資金繰り支援等の対応に万全を期して参りたい。

平成10年12月13日  
日 本 銀 行

### 総 裁 談 話

1. 本日、日本債券信用銀行より、「内閣総理大臣から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』（金融再生法）に基づく特別公的管理の開始の決定を行った旨の通知を受けた」との報告があった。また、政府からも、同様の連絡を受けた。
2. 日本債券信用銀行は、昨年4月、政府からの強い要請を踏まえた新金融安定化基金（日本銀行拠出分）による優先株の引受けならびに民間金融機関等による出資を含む、抜本的な経営再建策を発表し、関係者の支援を得ながら経営の再建に努めてきたところである。しかし、その後、経済情勢が一段と悪化する中で、先般の金融監督庁による検査において、本年3月末時点で債務超過となる見込みとされ、本日、特別公的管理の開始が決定されるに至ったことは、誠に残念な事態であると考えている。
3. 今後、日本債券信用銀行については、金融再生法に基づき、預金保険機構が、一時的に株式を全額取得したうえで、資金の貸付け、資産の買取り、損失の補てん等、所要の支援を行っていくこととなる。こうした措置により、今後、日本債券信用銀行は、特別公的管理銀行として銀行業務を継続する。この中で、預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保されることとなる。
4. 日本銀行としては、今後、金融再生法の定めるところにより、日本債券信用銀行の業務の整理・合理化等が迅速に行われ、早期に特別公的管理を終えることを強く期待している。また、わが国金融システムの安定確保のため、政府とも協力しつつ、引続き全力を挙げていく所存である。

以 上